岬町測量・建設コンサルタント等業務
入札参加資格審査申請要領（町内・準町内業者）

令和９年度岬町測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の受付を行います。

※【対象】　町内業者及び準町内業者・・・町外業者以外のもの

※町内業者・・・営業に必要な登録を受けた主たる営業所の所在地が本町の区域内にある法人（登記事項証明書に記載された本社又は本店所在地が本町の区域内にあること。）又は個人（本町の住民基本台帳に登録されていること。）で、法人にあっては法人町民税、個人にあっては個人町民税を納付しているもの

※準町内業者・・・営業に必要な登録を受けた主たる営業所の所在地が本町の区域外にあり、支店若しくは営業所の所在地が本町の区域内にある法人（登記事項証明書に支店登記された所在地が本町の区域内にあり、本社又は本店より委任されていること。）で、当該支店等が、必要な登録を有し、常時従業員を配置し、本町と業務の見積、入札及び委託契約の締結について権限を有し、かつ、法人町民税を納付しているもの

１　登　録　業　務

■測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格に登録できる業務は次のとおりです。ただし、登録申請には、希望する種類に応じて資格登録が必要となります。

◆業務の種類

測　　量・・・・・・・測量法に基づき測量士及び測量士補が行う業務
地質調査・・・・・・・地盤調査及び土質試験業務
建築設計・監理・・・・建築士法に基づき建築士が行う設計、工事監理業務
設備設計・監理・・・・建築設備工事の設計、工事監理業務
建設コンサルタント・・建設工事の設計、監理若しくは建設工事に関する調査企画、立案又は助言等を行う業務
補償コンサルタント・・公共工事に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務
土地家屋調査・・・・・不動産登記に関する調査、測量業務
不動産鑑定・・・・・・不動産の鑑定評価業務
環境調査・・・・・・・環境等に関する調査業務
その他・・・・・・・・上記以外の業務

２　資　格　要　件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、岬町が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加することができません。

（１）　成年被後見人

（２）　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者
（３）　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
（４）　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
（５）　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
（６）　破産者で復権を得ないもの
（７）　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の一に該当すると認められる者（同項各号の一に該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
（８）　測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった者
（９）　営業に関し必要な登録を受けていない者
(10)　経営状態が著しく不健全であると認められる者
(11)　国税及び地方税等を滞納している者
(12)　岬町の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

３　申請に必要な書類・・・別表のとおり

※令和８年度岬町測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請において、町内・準町内業者として登録された業者は、「※前年度登録業者は省略可」と記載のある書類について、変更がない場合は、省略可とします。
※提出書類中の各証明書は、**令和８年１０月以降**に発行されたものとします。
※申請要領及び様式は、岬町ホームページに掲載しています。また、総務課で書面配布しています。

４　受付期間及び提出方法

※システム内登録（BID-ENTRY）または郵送（持参可）

（１）　受付期間　　**令和９年１月１２日（火）から２月１２日（金）まで（土・日・祝日を除く。郵送の場合、令和９年２月１２日までの消印に限り受付します。）**
（２）　提出先　　BID-ENTRY または郵送
〒599-0392（専用郵便番号のため所在地不要）
岬町総務部総務課情報法制係　宛
（３）　そ の 他　　郵送の場合、申請受領後に受領書をメールにて送付します。

５　登　録　期　間　・・・令和９年度（１年間）

６　申請書提出後の注意事項

申請書の受付後資格審査の上、適格と認めた場合のみ登録します。

申請書提出後に、代表者や商号等に変更が生じたときは、変更届を提出してください。

※　申請等に関するお問い合せ・・・・岬町総務部　総務課　情報法制係

TEL　０７２−４９２−２７２１（直通）

７　資本関係・人的関係に関する届出書について

岬町では、入札参加者間に入札の適正さが確保できないと認められる資本関係又は人的関係がある場合には、以下のとおり一定の参加制限を行っております。

この入札に関する取扱いは、国の通達に基づき、国土交通省の出先機関において運用している扱いと同様のことを岬町においても適用するものです。

【①入札制限内容】

次の場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。

（１）　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社という。以下同じ。）とその子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（２）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（３）　一方の会社の役員（執行役員、監査役、監事及び事務局長を除く。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（４）　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（５）　その他上記（１）から（４）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）①　個人事業主が他の会社の議決権の総数の 50/100 以上を保有している場合

②　個人事業主が他の会社の役員となっている場合

③　岬町入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合

※上記（例）は代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。

【②入札の取扱い】

本基準に該当する二者以上から入札があった場合は、該当する者の行った入札を無効とします。

【③留意事項】

入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、差し支えないものとします。

９　その他

本申請は、泉州南消防組合の入札参加資格登録審査申請を兼ねます。

（別表）　　≪町内・準町内≫

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請提出書類一覧表

番号	提　出　書　類	備　　考
1	岬町入札参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等業務】（岬町コ様式１）	
2	申請業種に係る事業所としての登録証明書	最新のもの ※前年度登録業者は省略可
3	登記事項証明書又は代表者身分証明書	法人は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 個人は本籍地の市区町村長が発行する身分証明書 ※前年度登録業者は省略可
4	委任状（岬町コ様式２）	支店等に委任の場合 ※前年度登録業者は省略可
5	測量等実績調書（岬町コ様式３）	直近３箇年に行った測量等を業種別に記載のこと
6	技術者経歴書（岬町コ様式４）	申請日現在で作成のこと
7	営業所一覧表（岬町コ様式５）	委任先を設けない場合は提出不要。 ※前年度登録業者は省略可
8	国税の納税証明書　法人は「その３の３」 個人は「その３の２」	法人は本社にかかる法人税･消費税及び地方消費税 個人は申告所得税・消費税及び地方消費税
9	使用印鑑届（岬町コ様式６）	※前年度登録業者は省略可
10	岬町の契約からの暴力団等の排除に関する誓約書（岬町コ様式７）	
11	印鑑証明書（複写可）	法人は法務局、個人は岬町長が発行するもの ※前年度登録業者は省略可
12	同意書（岬町コ様式８）	
13	障害者雇用状況報告書の写し	該当者のみ提出
14	営業所所在地等報告書（岬町コ様式９）	※前年度登録業者は省略可
15	受付票（岬町コ様式１０）	紙申請者のみ提出

（注）上記のうち、４・５・６・７については、記載内容が同程度であれば、各社で作成されたものを提出いただいても結構です。